

水道をご利用のお客様へ

淡路広域水道企業団

■ 料金のご案内

基本料金 (1か月あたり、税抜)

用途	水道メーターの口径	基本料金
一般用	13 mm	1,100円
	20 mm	1,300円
	25 mm	4,200円
	30 mm	6,200円
	40 mm	11,000円
	50 mm	18,000円

開栓手数料 各 2,000円
閉栓手数料

従量料金 (税抜)

用途	使用水量	1m ³ あたりの料金
一般用	10 m ³ 以下	100 円
	11 ~ 20 m ³	200 円
	21 ~ 30 m ³	280 円
	31 ~ 50 m ³	350 円
	51 ~ 100 m ³	420 円
	101 ~ 500 m ³	460 円
	501 ~ 2000 m ³	480 円
	2001 m ³ 以上	530 円

【計算方法】基本料金 + 従量料金 + 消費税相当額 = 請求額

■ 水道の検針について

- 水道メーターの検針は、1か月に1度、毎月3~14日の間で、検針員が、各ご家庭にお伺いし検針を行います。
- 検針後は、今回の使用水量、請求予定額等を記載した「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」(検針票)を郵便受け等に入れさせていただきます。
- 水道メーターの検針は水道料金を算定するための大切な作業です。検針員が正確な検針ができるよう以下にご協力をお願いいたします。
 - ・メーターボックスの上に、荷物を置いたり、車を駐車したりしないでください。
 - ・メーターボックスの中に、泥や水が入らないようにしてください。
 - ・メーターボックスの近くに犬などをつながないでください。
- 企業団は、水道メーターの検針を「フジ地中情報株式会社」に委託しています。検針員が検針にお伺いする際は必ず制服を着用のうえ、身分証明書を携帯しています。

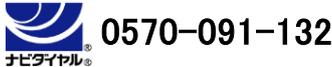
■ 水道の届出等について

- 水道の使用開始または中止、使用者の名義変更等、各種お問い合わせはお住いの地域のお客さまセンターへご連絡ください。
- 水道の使用開始・中止には、それぞれ手数料が2,000円必要です。請求は、初回及び最終の水道料金と併せて請求させていただきます。

■ お客さまセンターのご案内

水道に関するお問い合わせは、お近くのお客さまセンターまでお願いします。

○お問い合わせ等の連絡先(営業時間 平日8時30分~17時15分)

洲本市お客さまセンター		〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 【洲本市役所 本庁舎2階】
南あわじ市お客さまセンター	(3市共通番号) ※音声ガイダンスに従って操作してください	〒656-0472 南あわじ市市善光寺22番地1 【南あわじ市役所 第1別館】
淡路市お客さまセンター		〒656-2225 淡路市生穂新島8番地 【淡路市役所 1号館1階】

○漏水・断水等緊急時の連絡先(営業時間外)

突発的な断水や道路からの漏水等を発見した場合		※委託業者が受付します。
------------------------	---	--------------

※営業時間内は管轄のサービスセンターまたはお客さまセンターへ連絡してください。

水道料金・下水道使用料等のお知らせ			
令和X年4月検針分(3月使用分)			
料金種別	口径	用途	メーター番号
012-0987	13 mm	一般用	123456789
〇〇市10-5 マンション△△205			
水道 太郎 様			
水	今日の指針	120 m ³	
水	前日の指針	100 m ³	
水	メーターの使用量	* m ³	
水	今日の使用量	20 m ³	
水	水道分使用量	* m ³	
水	その他使用量	* m ³	
水	今日の使用量	* m ³	
水	水道料金	4,510 円	
水	(うち消費税相当額)	410 円	
水	下水道使用料	* 円	
水	(うち消費税相当額)	* 円	
水	開栓手数料	* 円	
水	請求予定額	4,510 円	
上記金額の口座振替日は、令和X年4月27日です (このお知らせでは料金の詳細は省略します。)			
検針番号	1234-56.78	検針員	検針 太郎
(お客様へ)			
口座振替済みのお知らせ			
令和X年3月検針分(2月使用分)			
水道料金		5,742 円	
下水道使用料		* 円	
開栓手数料		* 円	
合計金額		5,742 円	
振替日		令和X年3月27日	
上記の金額を口座振替させていただきます。ありがとうございます。			
お問い合わせ先 淡路広域水道企業団 ●●市お客さまセンター ナビダイヤル 0570-●●●●●● ※音声ガイダンスに従って操作してください			

■ 上下水道料金のお支払方法について

○ 納入通知書(納付書)でお支払いのお客様へ

- ・ 納入通知書は、**毎月20日頃** お手元に届くよう発送します。記載された納入期限までにお支払いください。
- ・ お支払いは、裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア、各市お客さまセンター窓口がご利用いただけます。
(注意)令和7年4月1日より関西みらい銀行窓口で納入通知書を用いた水道料金等の収納取扱いを終了します。
お手持ちの納入通知書の取扱機関として関西みらい銀行が記載されている場合でも、お取扱いできませんのでお支払いの際はご注意ください。

○ 口座振替でお支払いのお客様へ

- ・ 口座振替日は、**毎月27日**(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)となります。
なお、27日に残高不足で振替できなかった場合は、翌月15日に再振替をさせていただきます。
- ・ 口座振替でお支払いの場合、領収書は発行されません。お客様の通帳の取引記録等によりご確認ください。
通帳へは「**アワジスイドウ**」「**淡路水道**」「**アワジコウイキスイドウ**」「**淡路広域水道**」等と表示されます。
(ご利用の金融機関によって表示方法は異なります。)
- ・ 下水道に加入されている方は、**水道料金と下水道使用料が合算された金額が表示**されています。
内訳については検針時お配りした「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」によりご確認ください。

《水道料金は、便利で安全な口座振替で》

- ・ 口座振替の場合、毎月の支払いに手間がかからず、払い忘れの心配もありません。是非ご利用ください。
- ・ 口座振替のお申込み(新規及び納入通知書から変更される場合)は、島内各金融機関の窓口で受付しております。

取扱金融機関

三井住友銀行、みなと銀行、関西みらい銀行、徳島大正銀行、淡路信用金庫、淡陽信用組合、近畿労働金庫
淡路日の出農協、あわじ島農協、なぎさ信漁連、ゆうちょ銀行

※ 口座振替のお申し込みに必要なもの

- ① 通帳など口座番号のわかるもの
- ② 金融機関へのお届け印
- ③ お客様番号のわかる最近月の「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」等(お客様番号の確認用)

■ 漏水に注意!(日頃からの観察、見つけたら早期に適切な対処を)

- 給水装置はお客様の所有物であるため、お客様の責任において適切に維持管理を行っていただく必要があります。そのため、漏水(水漏れ)が発生し水量が増えた場合でも、その水道料金は、お客様にお支払いいただくこととなります。
- 漏水を調べるには、宅内のすべての蛇口を閉め、水道メーターの**パイロットマーク**を確認します。パイロットマークが回っていれば、どこかで漏水が発生しています。
- 漏水している場合は、お客様から企業団指定の給水装置工事事業者(指定工事店)へ連絡し、修理を依頼してください。(修理費用はお客様負担となります。)
- 指定工事店で漏水修理をした場合、水道料金を軽減できる場合がありますので指定工事店へご相談ください。
(指定工事店以外で修理した場合は、減免対象外となります。)



■ 給水契約における定型約款について

- 令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され、水道契約に関してもその適応を受けます。「定型約款」とは、「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされており、定型取引を行うことを合意した場合(給水申込等を行った場合)、定型取引の契約内容として準備された定型約款の個別条項についても同意したものとみなされます。
- 当企業団においては「淡路広域水道企業団水道事業給水条例」及び「淡路広域水道企業団水道事業給水条例施行規則」が、水道の供給に関する契約内容を定めた「定型約款」に当たります。したがって、水道の給水契約に合意すれば、当企業団の「給水条例」及び「給水条例施行規則」についても合意したものとみなされます。
内容は下記URLよりご確認ください。

- ・ 淡路水道企業団水道事業給水条例 <http://awaji-suido.jp/data/reikisyuu/gyoumu/gyoumu-01.pdf>
- ・ 淡路水道企業団水道事業給水条例施行規則 <http://awaji-suido.jp/data/reikisyuu/gyoumu/gyoumu-02.pdf>

(淡路広域水道企業団 令和7年4月現在)